

文部科学省の支援策

避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議(第1回)

平成30年2月7日

文部科学省では、被災者の生活再建に関連して、就学援助のほか、教員やスクールカウンセラー、ボランティアの配置を充実することにより、子供たちの学習支援や心のケアに向けた対応を行っています。

・ **被災児童生徒**就学支援等事業 (H30予算額(案) 52億円(H29予算額 62億円))

東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒等への就学支援等を全額国庫補助

【福島県への実績等】

- ・事業対象者(実績額)平成23年度から平成26年度まで 4.8万人(70億円) ※平成23年度から平成26年度までは基金事業として実施
平成27年度 約7,900人(15億円) 平成28年度 約6,800人(13億円) ※平成27年度からは単年度の交付金事業として実施

・ **被災児童生徒に対する学習支援等のための**教職員加配 (H30予算額(案) 19億円(H29予算額 22億円))

東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置

【福島県への実績等】

- ・生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問なども含めたきめ細かな対応や仮設校舎での学校生活、仮設住宅での家庭生活の中での児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れへの対応 などを行ってきた。
- ・福島県に対する復興特区による加配の措置実績 H27 501人 → H28 491人 → H29 491人<自治体の要望どおり措置>

・ **緊急**スクールカウンセラー等活用事業 (H30予算額(案) 25億円(H29予算額 27億円))

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援(10/10国庫補助)。

【福島県への実績等】

- ・いじめや不登校、家庭環境等の課題を抱える児童生徒等のカウンセリングを行うとともに、保護者や教職員に対して助言・援助し、関係教職員や関係機関と連携して心のケアを行ってきた。
- ・平成29年度において、277人(計画値)のスクールカウンセラーが幼児児童生徒・教職員等の心のケアに対応。

・ **仮設住宅の再編等に係る**子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

(H30予算額(案) 被災者支援総合交付金 190億円の内数(H29予算額 200億円の内数))

震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

【福島県への実績等】

- ・仮設住宅等において、移動図書館による図書の貸出や、地域の伝統文化教室の実施、放課後の子供の活動場所づくりなどを展開。地域住民が年間1万人以上、学校支援ボランティアとして参画。活動を通じて子供と地域住民の交流が促進され、避難指示区域においてコミュニティの再生に寄与してきた。
- ・平成28年度は、福島県内43市町村と1大学、2聾学校、1養護学校を対象に実施(執行額:206百万円)。

被災児童生徒就学支援等事業

平成30年度予算額案 52億円(平成29年度予算額 62億円)

【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
- 平成30年度予算額案においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成29年度と同様のスキームで実施。)

<具体的施策>

【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象経費) 保育料、入園料
- (対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- (対象事業) 市町村において行う就学援助事業
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

- (対象者) 震災により修学困難となった生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
- ※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



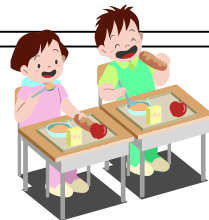
【私立学校】

- (対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援学校等(幼・小・中・高)】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
 - ・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上
- (補助率) 10/10
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配

平成30年度予算額(案) 19億円

東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声が強く、中・長期的に取り組むことが重要。

また、学校が地域コミュニティの中心的な役割を担い、より積極的な地域連携を推進したり、今回の震災を教訓とした先導的な防災教育を推進していくためにも、教職員加配定数を引き続き措置することが必要。

平成29年度までの対応

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○復興基本方針(平成23年7月)における記述

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生

③ 教育の振興

(iii) 地域との連携を深めながら、被災地における教育を適切かつ円滑に実施することができるよう、先駆的な教育モデルも視野に入れ、被災した子ども達等の心のケアや健康相談、学習をきめ細かく支援するため、教職員配置の特例的な措置を講ずるとともに、切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施する。(以下略)

○被災3県等の教育委員会からの申請を踏まえ、公立義務教育諸学校に対し、教職員定数を追加措置(直近3年の措置実績は以下参照)

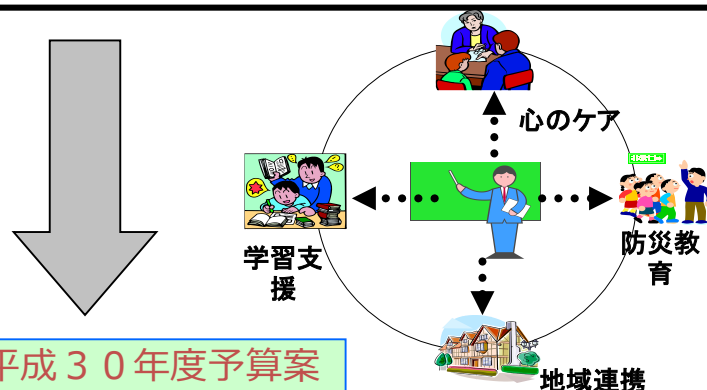
	H27	H28	H29
岩手県	213	213	186
宮城県	233	233	185
仙台市	※宮城県に含む		48
福島県	501	491	491
計	947	937	910

【加配措置を活用した取組例】

- ☆生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問なども含めたきめ細かな対応。
- ☆他校の間借りや仮設校舎での学校生活、仮設住宅での家庭生活の中での児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補習学習等の実施。
- ☆突発的に震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒など日常的に心身の不安を抱える児童生徒への対応。
- ☆安全面に配慮した引率、外部機関との連絡調整。など

平成30年度以降の継続的措置の必要性

- 震災、原発事故の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援が必要。
- 震災から数年を経過したことで、児童生徒が抱える問題が複雑化、多様化しており、個に応じた対応が必要。
- 避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図ることが必要。
➤中・長期的な取り組みが求められている。



平成30年度予算案

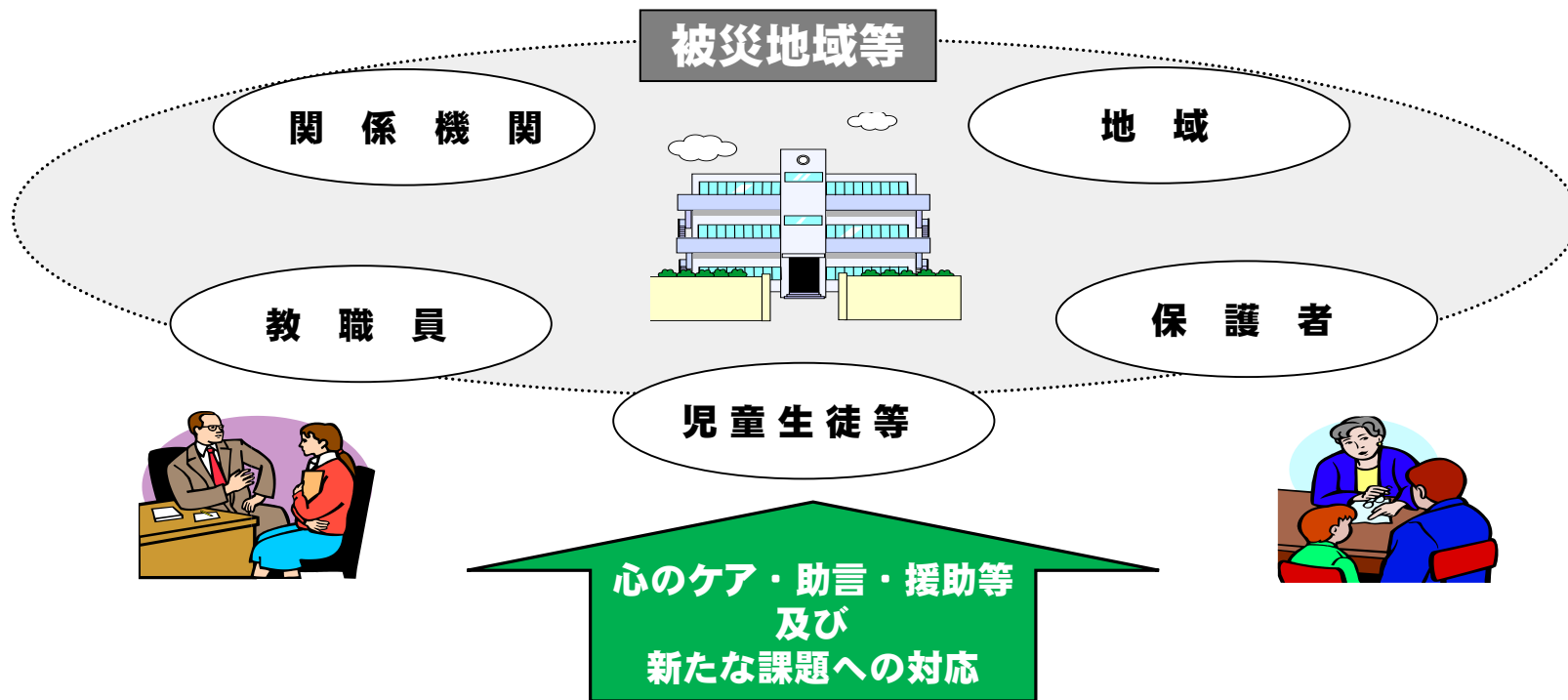
- 被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための定数措置 870人

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度予算額(案) 25億円(平成29年度予算額 27億円)
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10/10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

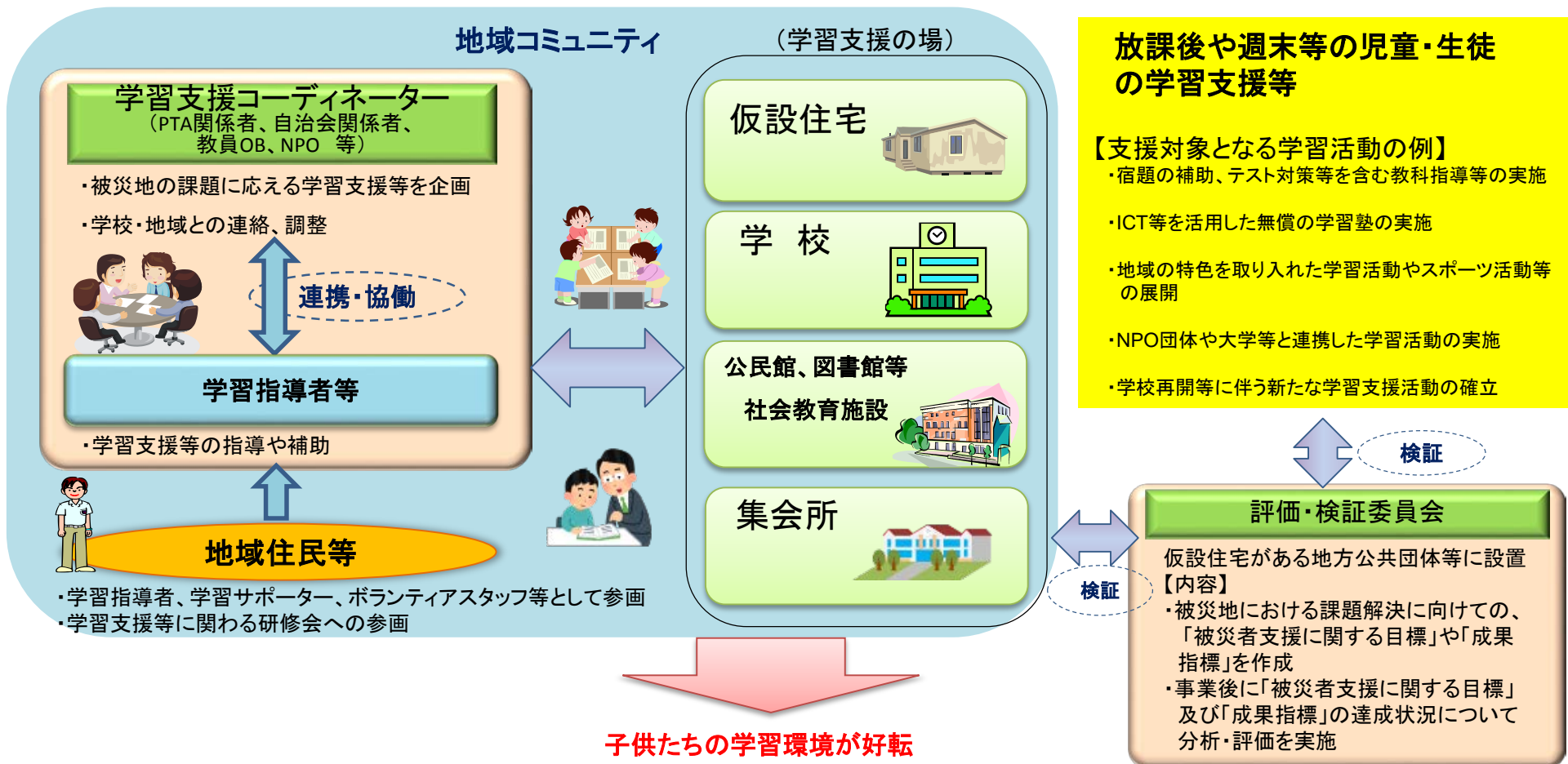
【東日本大震災復興特別会計】
(前年度予算額 200億円の内数)

平成30年度予算額 被災者支援総合交付金 190億円の内数

震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。

現状と課題

- ・東日本大震災から6年が経過し、これまで様々な学習支援等を展開してきたが、仮設住宅等における生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、未だ学習環境が好転していないところがある
- ・避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる地域コミュニティは未だ希薄化や分断化されている
- ・避難指示解除等に伴い、帰還した地域のコミュニティの再構築が求められている



・子供への学習支援活動は、それを支援する地域の大人の学びの場にもなり、地域コミュニティ全体が活性化